内閣衆質二○一第四四号

令和二年二月十八日

内閣総理大臣 安 倍 晋 三

衆議院議長大島理森殿

衆議院議員城井崇君提出北九州空港の貨物エリアの整備と物揚げ場までの輸送経路の確保に関する質問に

対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員城井崇君提出北九州空港の貨物エリアの整備と物揚げ場までの輸送経路の確保に関する質

問に対する答弁書

一について

御指摘の 「貨物機の二機同時駐機荷役対応や、アントノフ一二四級の機材駐機を可能とするなどの整備

の意味するところが必ずしも明らかではないが、空港法 (昭和三十一年法律第八十号) 第十五条第一項に

規定する国管理空港である北九州空港については、 御指摘の 「貨物機の二機同時駐機荷役対応」及び「ア

ントノフ一二四級の機材駐機」が基本的に可能である。

二について

御指摘  $\mathcal{O}$ 「空港用地から物揚げ場までの直線的な輸送経路の整備」 については、 政府としては、 地元関

係者の意見等を踏まえつつ、その効果等について十分に検証する必要があると考えている。